

(仮称) 大船渡市こども家庭センター交流広場  
遊具等設置業務  
企画提案募集要領

令和6年2月

大船渡市保健福祉部子ども課

# 「(仮称) 大船渡市こども家庭センター交流広場遊具等設置業務」 企画提案募集要領

この「募集要領」は、大船渡市（以下「本市」という。）が実施する「(仮称) 大船渡市こども家庭センター交流広場遊具等設置業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の仕様等について明らかにし、企画提案に参加する者（以下「提案者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の目的

本業務は、令和6年度において、市内の商業施設内に「(仮称) 大船渡市こども家庭センター交流広場」を開設するに当たり、必要な室内遊具等を整備することにより、子どもの健やかな成長と子育て世帯を中心とした市民の交流促進に資することを目的とする。

本業務の実施に当たっては、遊具等整備に係るノウハウを有し、かつ、類似の実績等がある事業者から提案された企画等を一定の基準で評価する「公募型プロポーザル方式」で契約候補者を選定する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

(仮称) 大船渡市こども家庭センター交流広場遊具等設置業務

### (2) 内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約日の翌日から90日間（土曜日・日曜日・祝日を含む）

### (4) 予算額（上限額）

8,500,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

## 3 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 本市内に本店、支店又は事業所等を有していること。又は、契約時において有する予定であること。
- (2) 室内遊具、知育玩具及び保育用品等の納入に関し、同種又は類似する業務を行った実績を有していること。
- (3) 租税公課の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。

#### 4 提案手続

内 容	日 程
(1) 募集要領等の公表（HP上）	令和6年2月28日（水）
(2) 質問の受付	令和6年3月6日（水）正午
(3) 参加申込書の提出期限	令和6年3月8日（金）午後5時
(4) 企画提案書の提出期限	令和6年3月19日（火）正午
(5) プレゼンテーション実施に関する通知	令和6年3月22日（金）予定
(6) プレゼンテーション及び契約候補者の決定	令和6年3月27日（水）予定
(7) 結果通知	令和6年3月29日（金）予定

##### (1) 提案募集の期間

- 期 間 令和6年2月28日（水）から  
令和6年3月19日（火）正午まで

##### (2) 質問の受付

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

- 期 限 令和6年3月6日（水）正午まで
- 方 法 質問書【様式1】により電子メールで受け付ける。
- 連絡先 E-mail：ofu\_kodomo@city.ofunato.iwate.jp
- 回 答 回答については、随時、本市ホームページ上に公開する。

##### (3) 参加申込書の提出

- 期 限 令和6年3月8日（金）午後5時 必着（持参又は郵送）
- 提出物 （ア）参加申込書【様式2】  
（イ）参加申込者の概要がわかる資料（パンフレット可）  
（ウ）室内遊具、知育玩具及び保育用品等の納入に関し、同種又は類似業務の経歴がわかる資料
- 部 数 各1部
- 提出先 〒022-8501

岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地  
大船渡市保健福祉部子ども課 あて

《参加申込書提出に係る留意点》

- ・ 参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式3】を提出すること。  
なお、提案を辞退した場合においても、本市に係る他の案件での入札には一切影響がない。
- ・ 1事業者当たり、提案は1件とする。

##### (4) 企画提案書の提出

- 期 限 令和6年3月19日（火）正午 必着（持参又は郵送）
- 提出物 （ア）企画提案書【様式4】  
（イ）事業者の概要【様式5】  
（ウ）執行体制図（任意様式）  
（エ）業務実施方針（任意様式、10ページ以内）  
・ 設置する室内遊具を含めた業務内容に関する提案内容

・ ページ順は、以下を上限に構成すること。

P1-3 表紙、デザイン・バリエーション

P4-5 配置・機能性

P6-7 安全に対する配慮

P8-9 遊具と床の維持管理

P10 その他

(オ) 業務実施計画（任意様式、3 ページ以内）

・ 配置予定図（またはイメージパース図）

・ 実施手順

・ 実施工程（作業項目、担当、日程等）

(カ) 見積書（任意様式）

・ 内訳書を添付すること。

(キ) 応募資格に係る申立書【様式6】

(ク) 租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類（租税公課の納税証明書等、写し可）

(ケ) その他、提案企画の説明に必要な資料

・ 遊具点検等、設置後に必要な経費等の見込み

・ カタログの写し

■ 企画提案書の形式

(ア) 用紙サイズはA4判とする。

(イ) 提出部数は、7部とする。

■ 提出先 上記参加申込書提出先と同じ

■ その他 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

(5) プレゼンテーション実施に関する通知

提出された書類等を確認の上、プレゼンテーションの参加可否及び実施について、各提出者に対して通知する。

■ 通知日 令和6年3月22日（金） ※予定

■ 方法 電子メールにより通知する。

(6) プレゼンテーション及び契約候補者の決定

プレゼンテーションにより内容確認及び補足説明を受けるため、企画提案選考委員会による審査を行い、契約候補者を選定する。なお、最多得点数の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

■ 日程 令和6年3月27日（水）午後 ※予定

■ 場所 大船渡市役所

■ 実施時間 時間は30分以内とし、その配分は次のとおりとする。ただし、質疑応答については、当該時間を超えて行う場合がある。

実施内容	時間配分
プレゼンテーション	20分
質疑応答	10分

■ 留意事項

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書の受付順に実施する。

- (イ) プレゼンテーションは3名以内で行うこととし、業務担当者を含めること。また、遊具等メーカー担当者を含むことができる。
- (ウ) 提案書等を投影するディスプレイは、本市が準備する。プレゼンテーション用のパソコン及びディスプレイと接続するHDMIケーブルのOA機器等は、提案者で準備、設置すること。
- (エ) 説明は、上記4(4)で提出した資料で説明すること。追加資料は不可とする。ただし、見本・素材サンプルの持ち込みは可とする。
- (オ) 原則として、提案する内容及び質疑応答の回答は、プレゼンテーション終了後において取消又は変更することができない。
- (カ) 受付時間までに受付を行わない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(7) 結果通知

■日 程 令和6年3月29日(金) 予定

■方 法 電子メールにて通知する。

※審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

## 5 審査基準

(1) 選定に係る評価項目等は次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点	配点
デザイン・バリエーション (25点)	子どもが一目で遊びたくなるような、魅力的なデザインになっている。	10
	多様な遊び方(のぞく・登る・くぐる・滑る等)が提供されており、子どもの五感や好奇心を刺激し、自発性や創造性の向上、体力づくりに資する遊具の構成となっている。	15
配置・機能性 (25点)	幼児から小学2年生までが遊べる遊具を取り入れ、動線の確保、適切な向きなど、遊具等が安全かつ適正に配置されている。	15
	障がいを持った子どもが遊べるよう、ユニバーサルデザインが配慮された提案となっている。	10
安全に対する配慮 (25点)	からまり、引っ掛かり、落下、挟み込み等への対策、予期せぬ遊び方によるケガ防止など、子どもたちが安全に遊べるように配慮された提案となっている。	15
	場内にある柱に関し、子どもの安全性、保護者の見守り、機能的な遊具配置など、配慮・工夫がなされた提案となっている。	10
遊具と床の維持管理 (15点)	劣化の軽減に配慮し、耐用年数が長くなる耐久性のある材料を使用している。	5
	日常の点検、清掃、メンテナンス、小修繕を容易に行うことができる。	10
その他 (10点)	予算額(上限額)の範囲内で、積極的かつ費用対効果が優れた提案が行われている。	10
合 計		100

(2) 評価配点 (係数)

評価	A	B	C	D	E
内容 (係数)	良い (×1.0)	やや良い (×0.8)	普通 (×0.6)	やや悪い (×0.4)	悪い (×0.2)

## 6 契約

(1) 契約手続

- ① 本市と受託者は、大船渡市財務規則（平成 11 年大船渡市規則第 17 号、以下「財務規則」という。）に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。
  - ② 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。
- ※本業務に係る令和 6 年度大船渡市一般会計予算が成立しない場合は、契約を締結しない場合がある。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第 131 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 契約変更

（仮称）大船渡市こども家庭センターの整備等、他の業務との調整に伴い、業務内容及び委託契約金額を変更する場合がある。

(4) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、本市予算の範囲内の額とする。

(5) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

(6) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、大船渡市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

## 7 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・ 資格要件を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者の場合
- ・ 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案の場合
- ・ 本募集要領に違反すると認められる場合

- ・ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 企画提案書提出後、関連する事項について、本市職員が聞き取りを行う場合がある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認めない。
- (4) 企画提案に要する経費については、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等については、返却しない。

## 8 問い合わせ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

大船渡市保健福祉部子ども課 川内

T E L : 0192-27-3111 (内線 208)

E-mail : ofu\_kodomo@city.ofunato.iwate.jp